4　対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項
⑴　検察官が把握している貸金業者
ア　貸金業者名　グローバルライン、Global Lain、アークファイナンス、スターファイナンス、クリアファイナンス、レインボーキャシュ、元木、仲間、加藤、柴田、瓜生、池田、西、前川、木村、中居
拾六町事務所（住所：福岡市西区拾六町三丁目17番15号）
野芥事務所（住所：福岡市早良区野芥四丁目45番55号ノケックスＴビル201号室）
アークファイナンス事務所（住所：福岡市博多区博多駅南２丁目11番３号天野ビル２階）
イ　利息等を受領した銀行口座
セブン銀行、野田克知巳名義、口座番号0385214
セブン銀行、宇都　博之名義、口座番号0408121
セブン銀行、七田　剛之名義、口座番号0443946
セブン銀行、高橋　利尚名義、口座番号0463473
セブン銀行、光冨　秀敏名義、口座番号0464229
セブン銀行、河辺　聖也名義、口座番号0500612
セブン銀行、佐藤　充彦名義、口座番号0501763
三井住友銀行、時川　利保名義、口座番号3491250
三井住友銀行、平井　　努名義、口座番号7163540
ゆうちょ銀行、那須　貴文名義、記号番号17210―8213681
ゆうちょ銀行、小栁　　滋名義、記号番号17400―56067621
ゆうちょ銀行、古賀　礼二名義、記号番号17400―85746751
ゆうちょ銀行、天野　由香名義、記号番号17410―71401921
ゆうちょ銀行、宮﨑　　翼名義、記号番号17410―81000011
ゆうちょ銀行、森田　幸吉名義、記号番号17420―1642191
ゆうちょ銀行、宮崎まり子名義、記号番号17420―26962301
ゆうちょ銀行、荒木　明香名義、記号番号17420―69940151
ゆうちょ銀行、木下　一高名義、記号番号17420―81011181
ゆうちょ銀行、阿部　　円名義、記号番号17420―85739711
ゆうちょ銀行、徳永　　忍名義、記号番号17430―35037041
ゆうちょ銀行、原野　健太名義、記号番号17430―60577401
ゆうちょ銀行、**椙**崎　沙織名義、記号番号17430―77820841
ゆうちょ銀行、椿原享太朗名義、記号番号17430―92087121
ゆうちょ銀行、岡野　祐治名義、記号番号17440―79369391
ゆうちょ銀行、廣畠　綾子名義、記号番号17450―67167271
ゆうちょ銀行、藤谷　　匠名義、記号番号17450―69917031
ゆうちょ銀行、田平　修三名義、記号番号17450―90524751
ゆうちょ銀行、荒巻　裕登名義、記号番号17450―91949351
ゆうちょ銀行、江嶋奈津美名義、記号番号17460―49659351
ゆうちょ銀行、中村　正樹名義、記号番号17460―60627931
ゆうちょ銀行、細川　博史名義、記号番号17460―64295391
ゆうちょ銀行、野田眞由美名義、記号番号17470―41381351
ゆうちょ銀行、古井　　勇名義、記号番号17470―65762751
ゆうちょ銀行、河辺　聖也名義、記号番号17470―69590441
ゆうちょ銀行、吉岡　亮二名義、記号番号17470―79243681
ゆうちょ銀行、水戸　怜志名義、記号番号17470―7963551
ゆうちょ銀行、高橋　徳人名義、記号番号17490―23788331
ゆうちょ銀行、酒匂　剛信名義、記号番号17490―49129331
ゆうちょ銀行、須藤　健太名義、記号番号17490―57051951
ゆうちょ銀行、伊藤　健一名義、記号番号17490―63425271
ウ　犯行に使用された電話番号
080―3968―7651、090―9659―2644、090―6636―4444、090―8357―9897、080―3222―6837、090―8408―5644、080―3943―4303、080―3974―3505、080―3971―9954、090―2965―5669、090―2969―7415、080―6420―0595、080―6420―0594、080―3760―0942、092―474―9158、0120―809―788、090―3415―3831、080―3957―9272、092―864―6505、090―6637―6573
⑵　主な犯行態様
ア　スポーツ新聞等に貸金業登録のある「アークファイナンス」名で広告を出し、貸付けを希望して電話をかけてきた者の個人情報のみを収集して貸付けを全て断った上、収集した同情報に基づいて、別途「グローバルライン」の従業員が電話をかけて貸付けの申込みを勧誘し、勧誘に応じた者に対して、預貯金口座への振込により貸し付ける（利息は天引き）。
イ　貸付期間は、１週間とし、利息を支払うことにより貸付期間を延長でき、元金の返済は一括返済のみ受領する。
ウ　元金や利息等の支払いは、上記４⑴イ記載の口座へ振り込ませるなどして受領する。
5　開始決定の時における給付資金の額　金6,429万1,153円
6　支給申請期間　平成23年９月26日から同24年１月４日までの間
7　犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項
⑴　被告人の氏名　①杉町　憲一　②神田　　論　③柿野　三郎
⑵　裁判所名　①～③　福岡地方裁判所
⑶　裁判年月日　①、②　平成21年３月24日
③　平成21年３月30日
⑷　確定年月日　①、②　平成21年４月８日
③　平成21年４月14日
⑸　没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名
（事実の要旨）
被告人らは、平成19年１月11日ころから同20年６月６日ころまでの間、前後4,550回にわたり、マツモトユウジほか多数の借受人をして、前記３の犯罪行為に関する利息及び元金の支払いとして、被告人らが管理する他人名義の各口座に現金合計9,512万5,552円をそれぞれ振込入金させ、犯罪収益等の取得につき事実を仮装した。
（罪名）
組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第10条第１項前段違反
8　この公告に関する問い合わせ先（申請書の持参又は郵送による提出窓口）
〒810―8651　福岡県福岡市中央区舞鶴二丁目５番30号
福岡地方検察庁　犯罪被害者総合対策室　電話番号　092―734―9092
○　上記３の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に当該処分をした検察官が所属する検察庁の長（福岡地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は記８のとおり）。
○　当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。
⑴　審査の申立てがされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。
⑵　支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
○　当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、当該処分をした検察官が所属する検察庁（福岡地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。